

日本に在留する
外国人の皆さんへ

2012年7月9日(月)から 新しい在留管理制度がスタート!

新しい在留管理制度はどういう制度なの?

ポイント **1** 「在留カード」が交付されます

ポイント **2** 在留期間が最長5年になります

ポイント **3** 再入国許可の制度が変わります

ポイント **4** 外国人登録制度が廃止されます



ポイント 7

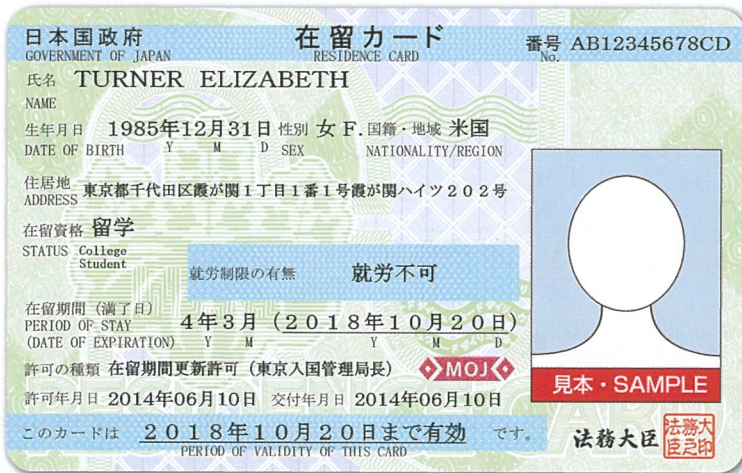
「在留カード」が交付されます

■ 「在留カード」はどういうカード？

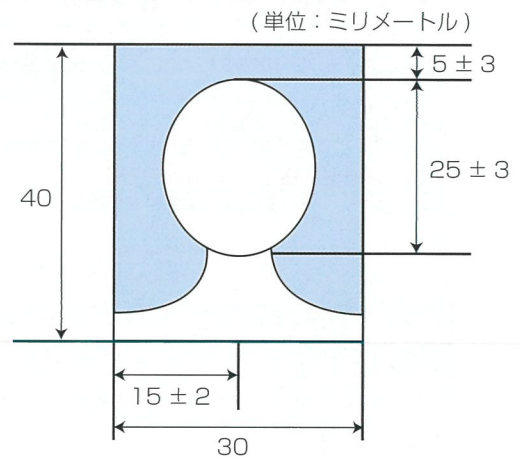
在留カードは、中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。

※ 在留カードには偽変造防止のためのICチップが搭載されており、カード面に記載された事項の全部又は一部が記録されます。

(カード表面)



在留カードの交付を伴う各種申請・届出には次の規格の写真が必要となります



(カード裏面)



- 1 申請人本人のみが撮影されたもの
- 2 縁を除いた部分の寸法が、上記図画面の各寸法を満たしたもの (顔の寸法は、頭頂部 (髪を含む。) からあご先まで)
- 3 無帽で正面を向いたもの
- 4 背景 (影を含む。) がないもの
- 5 鮮明であるもの
- 6 提出の前3か月以内に撮影されたもの

在留期間更新許可申請・在留資格変更許可申請をしたときに、これらの申請中であることが記載される欄です。

※申請後、更新又は変更の許可がされたときは、新しい在留カードが交付されます。

在留カードには「有効期間」があります

在留カードの有効期間は、次のとおりです。

永住者

- 16歳以上の方 交付の日から7年間
- 16歳未満の方 16歳の誕生日まで

永住者以外

- 16歳以上の方 在留期間の満了日まで
- 16歳未満の方 在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

新しい在留管理制度における手続の流れ

出入国港で

入国の審査

旅券に上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によって中長期在留者となった方には在留カードを交付します。

(注) 在留カードが交付されるのは、2012年(平成24年)7月からの制度導入当初は、成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港に限定されます。詳しくは9ページを御覧ください。

市区町村で

住居地の(変更)届出

地方入国管理官署で

住居地以外の(変更)届出

氏名、生年月日、性別、国籍・地域の変更届出

在留カードの有効期間更新申請

(永住者・16歳未満の方)

在留カードの再交付申請

(在留カードの紛失、盗難、滅失、著しい毀損又は汚損等をした場合)

所属機関・配偶者に関する届出

(就労資格や「留学」等の学ぶ資格、配偶者としての身分資格で在留する方)

在留審査

在留期間更新許可、在留資格変更許可等の際、中長期在留者の方には新しい在留カードを交付します。

市区町村での手続

住居地の（変更）届出

新たに来日された方

出入国港において在留カードが交付された方（注）は、住居地を定めてから14日以内に、**在留カードを持参**の上、住居地の**市区町村**の窓口でその住居地を法務大臣に届け出てください。

（注）旅券に「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた方を含みます。その場合には、当該旅券を持参の上、手続をしてください。

*在留資格変更許可等を受けて新たに中長期在留者となった方についても、同様に、住居地の届出が必要になります

引越しをされた方

中長期在留者の方が、住居地を変更したときは、変更後の住居地に移転した日から14日以内に、**在留カードを持参**の上、移転先の**市区町村**の窓口でその住居地を法務大臣に届け出てください。

■ 転入届・転居届と一括して行えます！

新しい在留管理制度の導入と合わせて、外国人住民の方は住民基本台帳制度の対象となります。具体的には、中長期在留者など適法に3か月を超えて在留し住所を有する外国人を主な対象としています。

新しい在留管理制度における住居地の届出は、在留カードを持参していただき、住民基本台帳制度における転入届・転居届と一括して行うことができます。

これらの届出は、原則として、本人が行っていただくこととなりますが、委任状により代理人に委任することもできます。

